

# よくある質問(FAQ)※令和8年3月24日時点

## 制度概要について

### 1. Q:補助金はいくらまで受け取れますか？

A:市内全域での創業が対象で、基本補助額 50 万円(一般枠)、100 万円(伴走支援枠)のどちらかを選択して申請いただきます。指定エリア内での空家や空き店舗の活用、指定業種による創業にはそれぞれ 200 万円ずつの補助上限額の上乗せ措置があり、1 件あたり最大 500 万円(3 年間合計)まで補助されます。初年度は最大 250 万円、2 年目 150 万円、3 年目 100 万円が交付上限となります。

### 2. Q:伴走支援枠とは？

A:単独での創業が不安な方や、創業に関するプロ人材等による継続的な支援を希望する方が、赤穂市の指定創業支援機関である株式会社 ATOMica(アトミカ)による伴走支援を受けて創業する申請枠のことです。具体的には、以下のような流れで支援を受けられます。

①商工課に伴走支援枠の活用について相談し、ATOMica と WEB 面談【**無料**】

②ATOMica による事業計画の作成支援を受け補助金を申請【**無料**】

③補助金の採択を受けた場合には、引き続き ATOMica による伴走支援を受けながら創業【**有料※**】

※補助金採択後の伴走支援に係る ATOMica への相談料については、①の WEB 面談時に説明があり、伴走支援枠を活用するかどうかご判断いただけます。

※補助金の採択を受けた場合には、補助事業の完了まで必ず伴走支援を受けていただくことが条件となります。

※伴走支援に係る相談料についても補助対象経費に計上可能です。

3. Q: 伴走支援の具体的なメニューは？

A: まず、ATOMica の担当者が創業者と綿密なヒアリングを実施し、創業者に必要な支援メニューをコーディネートします。具体例は以下のとおりです。

①ATOMica 社内や全国約 50 の拠点における、創業に関するプロ人材(専門家)による創業ノウハウや事業計画のブラッシュアップの提供

②ATOMica が有する全国約 50 の拠点における先輩創業者などによる、創業する業界に関する経営アドバイスやメンタリングの提供

③各拠点のコミュニティへの参加による人脈拡大の機会獲得

④ATOMica の拠点におけるテストマーケティングの実施

※その他にも創業者とのヒアリングの中で、ATOMica が実施可能な支援メニューについて提案があります。

4. Q: 一般枠と伴走支援枠とで、申請方法に違いはありますか？

A: 一般枠による申請の場合、創業支援機関である赤穂商工会議所か、お借り入れを前提としている場合は市内の金融機関、または日本政策金融公庫姫路支店のいずれかに補助金の申請についてご相談いただき、事業計画書の作成支援を受けていただきます。

伴走支援枠による申請の場合は、まず市商工課にご相談いただき、指定創業支援機関である株式会社 ATOMica にお繋ぎし、事業計画書の作成支援を受けていただきます。

なお、申請書提出の際には、事業計画書の作成支援を受けた機関が発行する支援確認書(様式第 3 号)の添付が必要となります。

5. Q: どんな事業が補助の対象になりますか？

A: 以下の補助対象外事業を除く、市内における創業・第二創業が対象です。なお、現在営んでいる事業が補助対象外事業であっても、第二創業する事業が対象外事業でなければ対象となります。例えば、現在農業をしており、第二創業として飲食店を開業する場合などは対象となります。

## 補助対象外事業

- (1) 農業
- (2) 林業及び狩猟業
- (3) 漁業
- (4) 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。)
- (5) 娯楽業のうち賭博性を有する事業、公営ギャンブル関連事業、芸ぎ業、観相業及びこれらに類する事業
- (6) 学校法人が行う事業
- (7) 医療業(施術業を除く。)
- (8) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業
- (9) LLP(有限責任事業組合)が行う事業
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する事業
- (11) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業
- (12) チェーンストア若しくはフランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業
- (13) 代表者名の変更等、形態や内容に何ら変更のない事業承継による事業(後継者が事業を承継したことを契機に業態転換、新事業進出又は新分野進出等を行うことにより、市長が当該事業承継を創業等として認める場合を除く。)

### 6. Q: 法人でも申請できますか？

A: はい。市内に本店・本社を設置する(予定を含む)法人も対象となります。

### 7. Q: 既に開業している事業は対象になりますか？

A: 既に開業している場合でも、第二創業(※)に該当すれば対象となります。例えば、現在喫茶店(小分類番号 767)を営んでおり、新たに居酒屋(酒場、ビアホール: 小分類番号 765)を開業する場合等は第二創業に該当します。

※日本標準産業分類における小分類以上の異なる業種への進出、転換

---

## 審査・採択について

1. Q: 申請すれば必ず採択されますか？

A: いいえ。市が設置する審査委員会により事業計画等の審査を行い、採択・不採択を決定します。

2. Q: 審査されるポイントは何ですか？(R7.6.20 更新)

A: 審査項目は、「①創業者の資質」、「②ビジネスモデルの独自性・新規性」、「③市場・顧客ニーズの明確性」、「④収支計画・資金計画の妥当性」、「⑤計画性・実施体制」、「⑥事業の持続可能性・成長可能性」、「⑦地域への貢献性」の7項目です。

3. Q: 審査方法は？(R8.3.24 更新)

A: 事業計画の妥当性等を公平に評価すべく、申請者全員に対してプレゼンテーションによる対面審査を実施します。(他申請者のプレゼンは非公開となります。)

4. Q: プレゼンテーションによる対面審査はいつごろですか？(R8.3.24 更新)

A: 令和8年7月中を予定しております。詳細な日時が決定しましたら、申請者様に個別にご連絡させていただきます。

5. Q: 複数の事業者が申請した場合、どのように選ばれますか？(R8.3.24 更新)

A: 審査により順位付けされ、上位の事業から順に予算の範囲で採択されます。ただし、他の申請者との「相対評価」だけでなく、採択事業としてふさわしいかを判断する「絶対評価」の視点から、順位が上位であっても、獲得点数が一定の基準(満点の6割以上)に達しない場合は採択されない場合もあります。

---

## 申請手続きについて

1. Q: 申請の際に必要な書類は何ですか？

A: 事業計画書、支援確認書、誓約書、見積書、納税証明書などが必要です。詳細は交付要綱をご確認ください。

2. Q: 申請は郵送や電子でも可能ですか？

A: はい。ただし、申請の際にお伝えする注意事項がありますので、郵送や電子による申請をご希望の場合は事前にご相談ください。

3. Q: 開業前でも申請できますか？

A: はい。ただし、補助金の採択を受けた場合、初年度の補助事業の完了までに、創業(登記や開業届の提出)を完了していただく必要があります。

4. Q: 開業後でも申請できますか？(R8.3.24 更新)

申請年度に創業している場合は申請可能です。

ただし、申請の前年度以前に創業されている方は申請できません。

(例)令和8年度の申請対象者

○令和8年4月1日～令和9年3月31日に創業する(した)方

×令和8年3月31日以前に創業(登記や開業届の提出)した方

5. Q: どのような経費が補助対象になりますか？(R8.3.24 追記)

A: 事業に必要な経費のうち、次のようなものが補助対象となります。

施設改修費、設備等購入費、空き店舗等取得費、賃借料、広告宣伝費、販促費、人件費、委託費、その他市長が認める経費

6. Q: 補助対象外となる経費は何がありますか？(R8.3.24 追記)

A: 次にあげる経費は補助対象外です。

仕入れ代、光熱水費、租税公課、支払利息、補助対象経費のうち消費税及び地方消費税相当部分、補助対象経費のうち配偶者又は3親等以内の親族に対する支出(法人の場合は、役員またはその配偶者もしくは3親等以内の親族)

7. Q: 交付決定前に着工した工事の費用は補助対象になりますか？(R8.3.24 更新)

A: 工事の実施、設備の購入、外部への委託などは、原則として交付決定後のものが補助対象です。交付決定前に準備を進めることは構いませんが、契約・発注・着工・購入・支出などは必ず交付決定後に行ってください。

一方、賃借料や人件費など継続的に発生する経費については、交付決定前から契約や雇用がある場合、交付決定後の補助対象期間に対応する部分に限り補助対象となります(交付決定前の期間分に遡って補助対象とすることはできません。)。詳細は個別の契約内容や支払時期を確認の上、判断します。

8. Q: 事業の実施に必要な許認可等の取得期限はいつまでですか？(R8.3.24 追記)

A: 飲食店や旅館、美容院など行政庁の許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で取得できていなくてもよいですが、初年度の補助事業の完了までに、許認可等を受ける必要があります。なお、補助事業の完了までに許認可等を受けられなかった場合でも、受ける見込みがあることを市に認められたときは、補助金の交付を受けることができます。

9. Q: 事業の実施に必要な許認可等を受ける見込みがあると認められるにはどうすればよいですか？(R8.3.24 追記)

A: 許認可等を受ける見込みがあると認められるには、次の条件を全て満たす必要があります。

(条件)

- ①行政庁への申請手続きや協議が相当程度進んでおり、許認可等の取得時期について合理的な見込みが立っていること
- ②許認可等の取得を妨げる重大な支障がないこと
- ③未解決の課題がある場合は、その内容や対応方針が明確で解決可能であること

この条件達成を証明するためには、「許認可等取得状況報告書」に、許認可等申請書の写しや協議記録、工程表などの客観的な証拠を添付して、市に提出する必要があります。また、見込みがあると認められた場合であっても、原則6月30日までに許認可等を受ける必要があります。

---

## 交付・実績報告について

1. **Q:実績報告の期限はいつまでですか？(R8.3.24 追記)**

A:補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに、支払を証明する書類や創業したことが確認できる書類の写しなどを添付して、市に報告する必要があります。

2. **Q:補助金はいつ振り込まれますか？**

A:実績報告書を確認後に補助金の確定通知を通知し、補助事業者からの請求後に確定額を交付します。特に理由がある場合は、一度に限り概算払いも可能です。

3. **Q:交付決定後に事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか？**

A:補助事業の目的や補助金額の変更を伴わない軽微な変更を除き、事前に変更申請書を提出し、市の承認を得る必要があります。

4. **Q:補助金交付後、事業をやめた場合はどうなりますか？**

A:原則として補助事業完了後5年間は事業の状況報告義務があるため、補助金の一部または全部を返還していただくことになります。また、5年以内に事業所を移転した場合も同様に、補助金の一部または全部を返還していただくことになります。

5. **Q:補助を受けた設備や物品に制限はありますか？**

A:補助により取得した財産は、5年間は無断で処分できません。処分する場合は市の承認が必要です。

---

## その他

1. Q:他の補助金と併用は可能ですか？

A:はい。国や県、市の他補助金と補助対象経費が異なる部分については併用可能です。例えば、本補助金と他補助金において施設改修費を補助対象経費に計上する場合は、補助対象経費とする工事部分を分けていただく必要があります(見積書や請求書を分ける必要あり)。ただし、他補助金の申請において、他補助金との併用ができない可能性がありますので、併用される補助金の申請要件をご確認ください。

2. Q:不採択になった場合でも、再申請はできますか？

A:はい。次回以降の公募がある場合には、再申請いただくことが可能です。

---